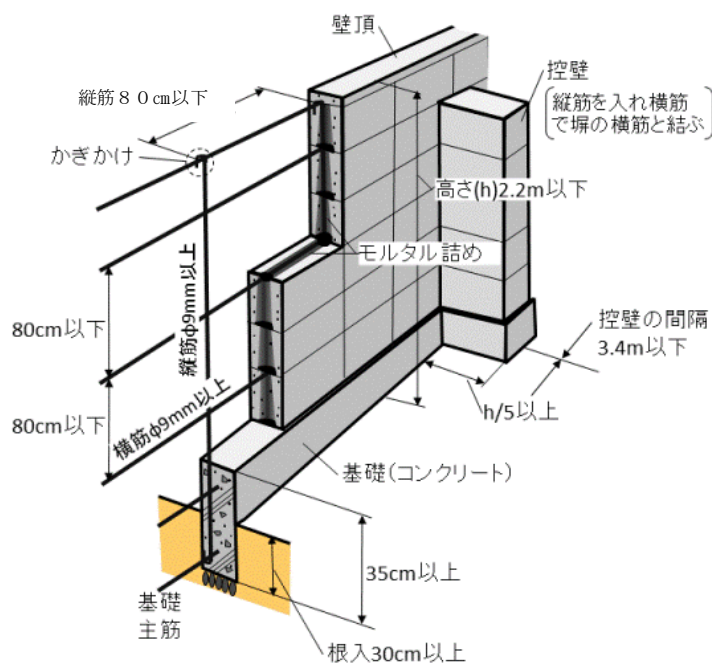


## 建築基準法に基づく補強コンクリートブロック造等の塀の基準

	塀の種類	補強コンクリートブロック造 (建築基準法施行令第62条の8)	組積造(れんが造、石造など) (建築基準法施行令第61条)
①	高さ	2.2m以下とする。	1.2m以下とする。
②	壁の厚さ	高さが2m超 15cm以上 高さが2m以下 10cm以上	高さの1/10以上
③	控壁の間隔	高さが1.2mを超える場合は、塀の長さ3.4m以下ごとに控壁を設ける。 ※控壁の長さは壁の高さの1/5以上	長さ4m以下ごとに控壁を設置 ※控壁の長さは壁の厚さの1.5倍以上
④	基礎	高さが1.2mを超える場合、基礎せいは35cm以上とし、根入れ深さは30cm以上とする。	基礎の根入れ深さを20cm以上とする。
⑤	鉄筋	( $\phi 9\text{mm}$ 以上) ① 壁の両端及び隅角部への配置 ② 基礎への定着の十分な確保 ③ 縦筋・横筋を80cm以内に配筋 ④ 鉄筋の先端は「かぎ状」に折り曲げる ⑤ 鉄筋の周りへのモルタルの充填	



〔補強コンクリートブロック造のイメージ図〕